

議案第 1 1 号

京丹後市新シルク産業創造館条例の制定について

京丹後市新シルク産業創造館条例を別記のように定める。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

シルクに関する研究と事業化を行う企業等を支援・育成し、シルク関連産業をはじめとする多様な産業の集積を図るとともに、シルクに関する情報発信等を行うことを目的として、京丹後市新シルク産業創造館を設置するものである。

(別記)

京丹後市新シルク産業創造館条例

(設置)

第1条 シルクに関する研究と事業化を行う企業等を支援・育成し、シルク関連産業をはじめとする多様な産業の集積を図るとともに、シルクに関する情報発信等を行うことを目的として、京丹後市新シルク産業創造館（以下「創造館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 創造館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 京丹後市新シルク産業創造館
- (2) 位置 京丹後市弥栄町溝谷168番地

(委任)

第3条 この条例に規定するもののほか、創造館に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和3年3月定例会

議案の 件名	議案第11号 京丹後市新シルク産業創造館条例の制定について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）
-----------	----------------------------------	------------	----------------------------

<<政策等の概要>> シルクに関する研究と事業化を行う企業等を支援・育成し、シルク関連産業をはじめとする多様な産業の集積を図るとともに、シルクに関する情報発信等を行うことを目的として、京丹後市新シルク産業創造館を設置するものである。	<<市民参加の状況>> 有・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）				
	<<財源措置の状況>>（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
					一般財源
<<政策等の必要性>> 平成27年度から平成28年度にかけて、旧溝谷小学校を京丹後市新シルク産業創造館として整備し、京都工芸繊維大学との連携の下、無菌周年養蚕及び遺伝子組換え蚕の飼育に関する基礎研究を進めてきた。 今後は、基礎研究を通して得られた成果の活用を促進し、民間事業者の研究開発や事業化を支援する拠点となる施設を設置する必要がある。	<<将来にわたる効果及び経費の状況>> これまでの研究拠点としての活用から、民間事業者による研究・事業拠点としての活用にも門戸を開くことで、絹に関わる産業の集積と、それに伴う雇用の創出が見込まれる。				
<<提案に至るまでの経緯>> R3.2.10 例規審査委員会	<<総合計画等の整合>>				
	総合計画 計画項目	1	地域の雇用・経済を担う商工業の振興		
	○その他の計画(該当する場合のみ)				
	計画名称				
	策定年度				
	計画期間				
令和3年4月1日から施行する。	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
	商工観光部	商工振興課	有 ・無・創造館平面図		